

令和4年度における立入検査結果について

令和5年6月
関東東北産業保安監督部
電力安全課

関東東北産業保安監督部において、電気事業法第107条第2項、第4項又は第5項に基づき、令和4年度に実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

○電気事業者

検査対象事業場数	選定理由
3	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業場

○自家用電気工作物設置者（一般用電気工作物を含む）

検査対象事業場数	選定理由
50	電気保安の実態を把握する必要があると認められる事業場
2	保安の確保が適切でないおそれのある事業場

○指摘事項について

指摘事項	指摘件数	指摘具体例
腐食に関する指摘	10	・支持物を構成する部材及び接合ボルトに腐食が確認された。【太技省令第4条第3号】
接合部に関する指摘	9	・太陽電池モジュールを支持物に固定する金具が、一部設置されていないことが確認された。【太技省令第4条第4号】
架台部材強度（許容応力度設計）に関する指摘	6	・積雪荷重の算出に用いる地上垂直積雪量の設定に誤りがあった。【太技省令第4条第1号】
実設備と図面の相違に関する指摘	6	・部材（方杖や筋交い）や杭基礎の地盤面からの突出長において実設備と図面に相違があった。【太技省令第4条第1号、第2号、第4号】
その他	2	・高濃度 PCB 電気工作物を電線路から取り外すこと

※太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）